

日々の生活の中で、誰かに相談したいと思っていることや疑問に感じていることはありませんか。秘密は厳守されますので、ひとりで解決しようと思わず、まずは各種無料相談窓口にご相談してみたいですか。

新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクの着用と体温測定の実施にご理解、ご協力をお願いします。お出かけ前に、ご自宅で体温を測定し、37.5℃以上ある場合のほか、咳症状や倦怠感などがある場合は、相談を見合わせてください。相談会場でも体温測定を行い、37.5℃以上ある場合や咳症状がある場合などは、電話相談への切り替えや相談の延期などをさせていただく場合があります。



一般相談

日常生活の中での困りごとや悩み、分からないことなどの相談を受け付けます。困ったらまずは相談を。

期日 月曜日～金曜日  
時間 9:00～16:00  
会場 市民相談センター  
市民相談センター ☎030088

消費生活相談

契約トラブルや多重債務、通販、インターネット関連など、消費や契約に係る相談を受け付けます。

期日 月曜日～金曜日  
時間 9:00～16:00  
会場 市民相談センター  
市民相談センター ☎030088

法律相談(先着8人)

相続や遺産分割、離婚、多重債務や債務整理などの法律解釈や手続き、人権に関する相談などを無料で受け付けます。弁護士、行政相談員、人権擁護委員が1回30分まで対応します。相談時には、参考となる書類などを持参してください。相談を受けるには、当日電話予約が必要です。

期日 6月3日(木)・17日(木)  
時間 10:00～12:00  
13:00～15:00  
会場 市民相談センター  
予約 8:30～  
当日電話予約のみ

市民相談センター ☎030088

心配ごと相談

日常生活から起こる家庭問題や金銭貸借などの紛争を解決。司法書士が対応します。

期日 6月10日(木)・24日(木)  
時間 9:00～11:30  
会場 市民相談センター  
市民相談センター ☎030088

暮らしなんでも無料相談

日常生活でのトラブルや悩みごと、困ったことなどの相談を受け付けています。

期日 月曜日～金曜日  
時間 9:00～17:00  
相談ダイヤル ☎054(646)6055

女性相談

女性の抱えるさまざまな悩みを、女性相談員と一緒に考え、解決の糸口を探すお手伝いを電話や面接にて対応します。

期日 月・火・水・金曜日  
時間 9:15～16:00  
会場 さざんか  
家庭児童相談室 ☎030083

税の無料相談

税に関するあらゆる相談に無料で応じます。事前予約が必要です。新型コロナウイルス対策のため、電話相談となる可能性があります。

期日 6月17日(木)  
時間 13:30～15:30  
会場 市民相談センター  
東海税理士会島田支部 ☎054736575

行政相談

行政相談委員が、行政に対する苦情や要望などの相談を受け付けます。

期日 6月3日(木)・17日(木)  
時間 10:00～12:00  
会場 市民相談センター  
市民相談センター ☎030088

介護相談

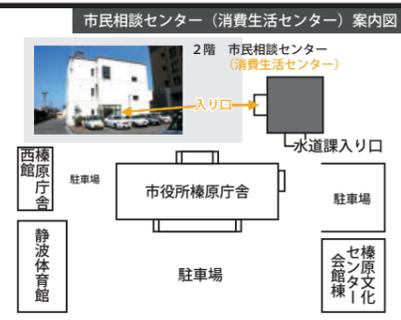
介護する人たちを支えるため、相談・支援体制を整えています。

期日 月曜日～金曜日  
\*祝日を除く。  
時間 9:00～17:00  
(水曜日は19時まで)  
会場 さざんか  
長寿介護課 ☎030076

高齢者虐待予防相談

「高齢者に関する虐待かな」と思ったときの相談です。事前に問い合わせをして、気軽に相談ください。

期日 6月19日(金)  
時間 13:30～16:00  
会場 さざんか  
地域包括支援センターオーブ ☎028822



\*職員や来庁者など、他人に会うことなく入ることができます

耐震

プロジェクト「TOUKA-1.0」  
生命を守るため、今こそ、地震への備えを！  
問い合わせ 都市計画課 藤田 ☎(53) 2633

平成30年6月に発生した大阪府北部地震では、多くの建物やブロック塀などに被害が発生しました。市では、災害から一人でも多くの生命を守るため、国や県とともに、公道沿いの危険なブロック塀の撤去や改善、そして、木造住宅などの耐震化を図るプロジェクト「TOUKA-1.0(東海・倒壊)・0(ゼロ)」を推進しています。ご自宅の前のブロック塀にひび割れや傾きがないか、もう一度点検をお願いします。

本年度は、1件でも多くの住宅の耐震補強工事を実施していただくため、補助制度の改正を実施しました。これまで別々に申請が必要だった「木造住宅補強計画の作成」と「耐震補強工事」を一体として補助申請をしていただくこととし、さらに、補助金の上限額を増額しています。この機会に、耐震補強工事の実施について、ご家族で話し合ってみてください。

ブロック塀の撤去・改善に対する補助金  
ブロック塀の倒壊が人の生命に危険を及ぼし、緊急車両の通行や避難の妨げになることを防ぐために、危険なブロック塀の撤去や改善に対する補助金を交付します。

対象  
公道沿いにある4段以上または高さ80センチメートル以上の危険なブロック塀(石積も含む)の撤去や「緊急輸送路・避難路・避難地」に接している危険なブロック塀の改善。

補助金額  
撤去 上限20万円  
改善 上限25万円

申請方法  
都市計画課に事前連絡し、危険なブロック塀にあたるかどうか確認した後、申請書を提出する。

木造住宅耐震補強事業に対する補助金  
対象  
昭和56年5月以前に建築された、耐震補強工事をしていない木造住宅。

事業の流れ  
①わが家の専門家診断(無料)  
市が派遣する専門家(相談士)による無料の耐震診断を受ける。  
②申請方法  
都市計画課に電話または直接申し込む。  
③木造住宅補強計画の作成と耐震補強工事の実施



①で倒壊の可能性があるかと診断され、補強工事を希望する場合は、耐震補強計画を作成し、計画に基づいて耐震補強工事を実施する。  
補助金額 上限100万円(65歳以上の人のみの世帯、中学生以下の子どものいる世帯などは、上限120万円)。  
申請方法 都市計画課に事前申請書を提出する。

経過措置  
前年度までに補強計画を作成し、耐震補強工事を実施していない住宅については、経過措置として、本年度に限り、耐震補強工事のみを実施する場合も補助金を申請できます。

補助金額 上限60万円(65歳以上の人のみの世帯、中学生以下の子どもがいる世帯などは、上限80万円)。  
工事期間中、市が貸与する「耐震補強工事後の税制特例」

耐震補強工事後の税制特例  
耐震補強工事を実施した後、税金の控除を受けられます。

固定資産税 耐震補強工事を完了した翌年の固定資産税の額を2分の1に減額。  
所得税 耐震補強工事の標準的な費用の額の10%(上限25万円)を所得税から控除。